TEAM yoko-so
変わらないは、つまらない。

（vol.４１７）２０２５年５月
TEAM yoko-so
“execution２０２８-７５＊８”

Energize

私たちはお客様の“元気”をサポートします！

「迷わず決断するコツ」

家内が天国に旅立ち、引越しをして独り暮らしを始めて一年が経ちました。

経営者としてどんな決断も瞬時にできるよう常に自分の価値観を整理しておくクセがついていますが、家内の発病や看護やその後の独り暮らしについても何を大切にしてどう在りたいかを明確にして、その時々の「方針」を決めておくことにしました。独り暮らしが始まった時にも「独り暮らしの方針」として「①思い出と感謝は忘れない、②過去には引きずられない、③淡々と人生の旅を続ける」の三つを優先順位の先頭に位置付けました。それに沿って暮らすことにより迷いがなくスッキリと残りの人生を歩いている自分がいるように感じます。自分が大切にしている価値観を優先して自分の在りたい姿を明確にして方針を立て一日一日を大切に過ごすことは、人生でも経営でも「自分を生きる」上でとても大切だと思います。今月はそんな独り暮らしの方針について感じた事を整理してみたいと思います。

経営者として迷わず決断し続けられるコツ。それが価値観の整理と方針を立てることだと思います。

●思い出と感謝は忘れない

家内の遺品の中から結婚指輪が見つかりました。結婚指輪に慣れずに三日で「なんか苦しくて眠れない」と外してしまった私を見て「じゃあ私もしないから」と怒って捨てたと聞いていましたがちゃんと取ってあったようです。家内への感謝を忘れないように指輪をつけることにしました。この一年一度も外さずつけています。また、毎朝位牌と遺影に淹れたての珈琲を供えてお線香をあげて今日一日の予定を話すことにしています。原村の家に滞在する間は遺影のキャンドルを絶やさないようにしています。癌を発症してから二十年の週末を一緒に過ごした原村の家は家内の気配がいっぱいで穏やかな気持ちで二人だけで過ごせる一番の癒しの空間でもあります。四季の自然の移り変わりを身体いっぱいに感じながら森暮らしを楽しんでいます。

●過去には引きずられない

家内が旅立ち四十九日を迎えるまでの間に家内の衣類や独り暮らしに必要ないモノはすべて処分し、独りで暮らしやすいワンルーム（約二十畳）に引越し、家具も家電もほとんどを買い替えて「独身独り暮らし」をスタートさせました。広い部屋や家具や装飾品も二人暮らしには必要で想い出が詰まったモノだったかもしれませんが、独り暮らしにはシンプルと身軽と質素が一番合っています。原村の家も家内の衣類等は整理して二人の寝室だった二階の広い部屋をゲストルームにして一階の部屋を自分の寝室兼仕事部屋に模様替えしました。そして横浜と原村で半分ずつの二拠点生活を目指すと同時に、この一年で台湾、イタリア、フランス、ネパール、ニュージーランド、カンボジアと海外登山やトレッキング、旅行に出かけました。

●淡々と人生の旅を続ける

朝起きて朝食を作り洗濯、掃除をして家を出て、帰りにはスーパーで買い物をして夕食の準備をして晩酌しながら映画やテレビを観て、本を読みながら夜十時にはベッドに入る... 旬の野菜や美味しそうな食材を見つけたら google で検索して料理を作ってみるのも意外に楽しくなってきました。でも堅苦しくは決めず自炊に飽きたら近所の定食屋や和食屋・割烹、ファミレス、寿司屋、居酒屋に出かけ、長野では気が向いたら近所の温泉に泊まって美味しいものを食べ温泉でまったりとする。都内で飲み会や会議があった時には無理せずホテルを取って美味しそうな店に行きホテルのメインバーで美味しいウヰスキーを啜ったりもする。つまり淡々と自由気ままに人生の旅を続ける事にしています。

今月のワンポイント！　（担当：大川）

◆所得税における年収の壁、扶養控除について

令和７年度税制改正大綱では、所得の制限による働き控えによる企業の人材不足の解決や、昨今の物価高による問題を解決するために「103 万円の壁」の引き上げをするとともに 19 歳から 23 歳未満の子供がいる場合の子の年収の上限を 150 万円に引き上げる制度が導入されました。今回はこの改正内容について解説します。

●103 万円の壁から 123 万円の壁へ

改正内容

・改正前　基礎控除 48 万円　＋　給与所得控除 55 万円　＝　103 万円

・改正後　基礎控除 58 万円　＋　給与所得控除 65 万円　＝　123 万円

年収の壁とは、改正前だと年収が 103 万円を超えると所得税が課税されることに由来されており、主にアルバイト、パートタイム勤労者が直面しています。今回の改正では基礎控除、給与所得控除がそれぞれ 10 万円の増額となり、収入の壁が 103 万円から 123 万円へと引き上げられています。年収の壁を意識して年末に働き控えをすることもあるかと思いますが、今回の改正では収入で 20 万円引き上げがあり、神奈川県の最低賃金 1,162 円を参考にすると約 172 時間、働く時間数を増やすことができます。

※住民税の非課税所得については地域、年齢や配偶者の有無、勤労学生等の条件によって変動するのでご注意ください。

●特定扶養控除 150 万円への引き上げの概要

改正前の制度だと 19 歳以上 23 歳未満の子が年間収入 103 万円を超えてしまうと、特定扶養控除 63 万円が受けられなくなるため扶養する親の税負担が重くなってしまいます。この制限によって学生アルバイトが就労調整をする必要があり人出不足の一因となっていました。この問題を解消するため新制度では収入制限が 103 万円から 150 万円に引き上げられるとともに 150 万円を超える場合でも段階的に控除額が減っていく仕組みとなりました。新制度をまとめると以下のようになります。

・年収 123 万円までは従来通りの「特定扶養控除」が適用

・年収 123 万円を超えると新設される「特定親族特別控除」に切り替え（150 万円までの控除は同額）

・年収 150 万円を超えても 188 万円までは段階的に控除額が減少する仕組み

●対象者別の収入の壁の影響

・16 歳以上 19 歳未満の場合

収入制限　103 万円→123 万円

・19 歳以上 23 歳未満の場合

収入制限　103 万円→150 万円

150 万円を超える場合でも 188 万円までは段階的に控除額が減少する

・23 歳以上の場合

収入制限　103 万円→123 万円

※所得税の収入制限が緩和された一方で年収が 130 万円を超えると社会保険料の負担が発生する可能性があるのでご注意ください。

●最後に

103 万円の壁が緩和されたことで働き控えが減少し企業の人出不足の解消に繋がることが期待されます。ただし、新設された特定控除によって 150 万円の壁ができたことにより自分自身はいくらまで働くことができるのか、より複雑になりました。ご家族とも話し合って税負担が増えることのないラインを見つける必要があります。詳しくは弊社の担当までお気軽にご相談ください。

FPレポート

★ 悩める相続第38弾！

今月は社会問題化している「空き家」に関してレポートをお送りさせていただきます。

実家を相続してからしばらくの間、空き家のままにしている方は多くいらっしゃいます。空き家の間も定期的な清掃や修繕など維持・管理の手間も掛かり、自宅から遠い場所であれば負担も大きくなります。

● 仲介手数料の上限額変更

管理が行き届かない空き家は周辺の環境にも悪影響を及ぼすため、国も相続によって発生する空き家をできるだけ減らそうと様々な対策を取っています。

近年、改正された点も多くありますので売却時にポイントとなる制度をご説明させていただきます。

１つ目は、2024 年７月から実施された不動産仲介手数料の上限変更です。それまでは空き家の売却を仲介会社に依頼した場合には、取引価格が 400 万円超の物件では、仲介会社が受け取る仲介手数料は、取引価格の３％＋６万円＋消費税が上限として、国土交通省の告示で定められていました。価格が 400 万円以下では一律 18 万円（税抜き）が上限でした。

売り出す際の経費を考えると、この手数料では仲介会社が利益を上げることは難しいのが現状です。特にニーズの低い地方では、空き家売却を依頼しても断られるケースもあります。

そこで、安い物件でも仲介会社が取り扱いやすいように手数料の上限を引き上げ、取引価格 800 万円以下の宅地建物では一律 30 万円（税抜き）に変更しました。800 万円超は取引価格の３％＋６万円。仲介会社が低価格の空き家を取り扱うインセンティブを高め、空き家を減らそうという国土交通省の狙いです。

● 「3,000 万円控除」要件緩和

価格が高くなる空き家を相続した場合には、売却時の税金の心配も必要になります。

代表的な特例が「相続空き家の譲渡所得 3,000 万円特別控除」になります。相続した土地・家屋の売却で得た利益は「譲渡所得」となり、売却額から「取得費」（その物件を取得した費用）と仲介手数料など売却費用を差し引いた額に、所有期間５年以下なら 39.63%、５年超なら 20.315%の所得税・住民税が掛かりますが、以下の要件を満たす物件の場合には譲渡所得から 3,000 万円まで控除することができる特例です。（※所有期間は売却した年の１月１日時点で判断されます。）

１．昭和 56 年５月 31 日以前に建築されたこと

２．区分所有登記がされている建物でないこと

３．相続開始の直税において被相続人以外に居住していた人がいなかったこと

● 「相続財産譲渡時の取得費加算特例」

相続時に相続税が掛かった場合は「相続財産譲渡時の取得費加算特例」を利用することが出来ます。相続した土地や建物を一定期間内に売却した場合に、既に払った相続税の一定額を物件の取得費に加算することで譲渡所得を圧縮できる仕組みです。「相続空き家の 3,000 万円特別控除」との併用は出来ませんのでどちらか有利な方を選択することになります。

㈱横浜総合フィナンシャルの西尾です！

相続財産の売却時の税金関係は複雑になっておりますので、詳細は弊社担当者にご相談下さい。相続した住宅や土地などを売却したくても買い手が見付からない場合は、23 年4月に始まった「相続土地国庫帰属制度」を利用することも出来ます。一定の条件で、申請者が負担金を支払って国に引き取ってもらう制度です。

今月の yoko-so

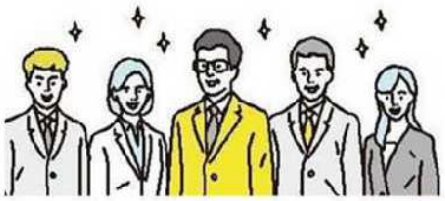

TEAM yoko-so
変わらないは、つまらない。

半期振り返り！！

さわやかな風が心地よい季節となりました。皆さまいかがお過ごしでしょうか。

４月のyoko-soは確定申告が終わり、半期の振り返りと新しい仲間の歓迎を兼ねTEAM yoko-soで打ち上げを行いました！しっかりと半期を振り返り、経営計画をしっかりと運用していくことが会社をよくしていくコツです！また、確定申告が終わり、個人としてもTEAM yoko-soとしても一段階成長を感じ結束力が高まりました！

５月のyoko-soでは今期最後の繁忙期に突入します。多忙な日々ですがお客様のビジョン実現のために誠心誠意サポートしてまいります！

次号予告・お知らせ

6月号では繁忙期も一段落し、和気あいあいとしたyoko-soをお届けできればと思います。
５月を乗り越えた先には税理士試験や社内試験が待っています！お客様により良いサービスを提供できるよう頑張ってまいります！

気温の変化も激しい時期ですので、皆様ご自愛ください。次号も乞うご期待！！

今月の一言･･･“良薬は口に苦し”

「　そんなバカなことはできない･･･　と
誰もが思うならば　競争相手はいない　」
（　元 Google 最高責任者　ラリー・ペイジ　）

yoko-so のフィロソフィーの一つ「AHOPride」は「自分の限界を定めない AHO（アホ）な奴らが世の中を切り拓く」の意。アホに競争相手なし。アホの自分に誇りを持とう。

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言･･･（ｖｏｌ．２０５）

★ 生まれて初めて万博に参加し、世界各国が日本に集結する光景に深く感動しました。個性豊かなパビリオンや、圧巻の大屋根リングを前に、文化の多様性と一体感を肌で感じ、心が揺さぶられる貴重な体験となりました。各国が築く未来への思いや創意工夫に触れ、視野が広がる思いでした。この感動を胸に、お客様にもより豊かな体験を届けられるよう、日々誠実に努めてまいります。　**(NAMIZAKI)**

★ GW は普段、ゆっくりと一緒に過ごすことが出来ない初孫と初温泉に行ってきました。初めて一緒に過ごす１泊２日です。一緒にハイハイをしたり、足湯に浸かったり、散歩をしたりゆっくりと過ごすことが出来ました。成長の早さに驚くと共に純粋無垢な笑顔に癒された時間でした。別れる時の寂しさと悲しさで涙、涙でした。また、ゆっくり会えるお盆まで精進です。　**(NISHIO)**

★ 組織づくりに関して相談を受けるケースが増える中で、ホンダを研究した書籍を読む機会がありました。端的に言えば、ホンダの本質は【個】を大切にする組織。自分の夢を実現するために組織があり、組織に埋没することなく組織を使って実現する。その積み重ねで個人と組織の関係を重視する社風が育まれる。技術者集団だからこその経営スタイル。一人一人がビジョンを持った理想の組織…強いわけです。**(TOCHIKURA)**

★ ９月からの新期に向けて経営計画を立てる前の役員合宿を行いました。５年 10 年先のビジョンをすり合わせていくことが目的ですが、役員陣も 50 歳台が増え、次の事業承継のことや個人の人生プランも絡めての問題提起などもあり、密度の濃い時間になりました。今、思えば私の仕事の最大の財産は未来を共に考えるパートナーがいることだと思います。共に歩んでくれる仲間に感謝です。　**(YAMAMOTO)**

★ 桜の季節になり娘たちが「母さんと一緒に観た桜を観に行こう」と誘ってくれたので一昨年（家内が旅立つ一年前）に家族皆でかけた伊豆下田まで家族旅行に行ってきました。途中娘たちが小学生の頃連れて行った家族旅行の思い出がいっぱい詰まった伊豆グランバル公園で孫たちと大騒ぎをして遊びました。

「母さ～ん孫たちもすくすく成長して元気いっぱいだよ。ジイジは水上バルーンに乗せられて全身の骨が折れて危うくそっちに行くところだったよ(笑)心配しないで待っててくれ～」と家内に報告をしました。人見知りでなかなか近寄ってきてくれない下の孫も丸一日一緒だと慣れて来て飛びついたり馬乗りになったりと大はしゃぎで、「ジイジこっちに来て」と命令口調で部屋中走り回り飛び跳ねて大騒ぎ。うちの娘二人はおとなしくてこんな大騒ぎとは無縁だったのにオテンバの血は誰の血だ？（汗）桜が美しいほど家内の欠けた寂しさが募りますが家族全員元気に今年の春を迎えました。感謝。　**(IZUMI)**

TEAM yoko-so

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

＜ 横浜総合ASP推進センター ／横浜総合M＆Aセンター ＞

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

“理念経営合宿” yoko-so TOP セミナー

～社長の人生理念が、未来を切り拓く経営理念となる～

主催 ： 税理士法人横浜総合事務所 創業者 泉 敬介

日時 ： 2025年6月18日(水)～19日(木) ／13時～17時

場所 ： 横浜総合事務所セミナールーム

募集 ： 6名限定 参加費 15万円(宿泊費、1日目夜懇親会費含む)

申込方法 ： 弊社ホームページから

★ **“成長を加速させる”** 補助金活用セミナー

講師 ： 税理士法人横浜総合事務所 Team 戦略経営支援 中小企業診断士 常平 剛

日時 ： 6月24日(火) ／16時～17時

場所 ： Zoomを活用したオンラインセミナー

参加費： 無料

★ **“未来をつかむ！”** ～会計データ活用術～

～会計を通して自社の未来を考え経営するキッカケ作りに！～

講師 ： 税理士法人横浜総合事務所 Team 戦略経営支援リーダー 大川 駿平

日時 ： 6月25日(水) ／13時～15時

場所 ： Zoomを活用したオンラインセミナー

開催日： 毎月25日 13:00～15:00

参加費： 弊社顧問先無料

弊社関与先外 10，000円

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越豊司法書士･行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

㈱人財経営センター、㈱日本M＆Aセンター、社会保険労務士法人エール

㈱事業パートナー、㈱FPG、㈱経営改善支援センター、一般社団法人フードアカウンティング協会

㈱パワーズアンリミテッド、税理士法人東京クロスボーダーズ

ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 ／TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ http://www.yoko-so.co.jp/

Note(毎月更新)、facebook(毎日更新)にもつながります

今さら聞けない
決算書の読み方セミナー

講師
税理士法人　横浜総合事務所
Team　戦略経営支援
公認会計士　藍場　康之

お申し込みはコチラから ➡

こんな方におススメです！

- ☑ 決算書の読み方がそもそも分からない。
- ☑ 決算書や試算表をイマイチ生かし切れていないと感じている。
- ☑ 儲かってるけどお金が全然増えないのはなぜ？と思っている。
- ☑ 数字を理解した次のステップは何だろう？と感じている。

日　時	2025年 6 月 5 日(木) ●時間　16：00　～　18：00　リアルのみです
参加費	1,000 円（当日お持ちください）
主　催	TEAMyoko-so
会　場	横浜市中区山下町209 帝蚕関内ビル10F 横浜総合事務所セミナールーム

TEAM yoko-so
変わらないは、つまらない。

主催：税理士法人横浜総合事務所　担当：藍場
TEL：045-641-2505

下記申し込み欄にご記入いただき、そのまま ｆ ａ ｘにて送付ください。

ＦＡＸ番号：045-641-2506

ﾌﾘｶﾞﾅ			
貴社名			
ﾌﾘｶﾞﾅ		部署/役職	
ご参加者名			
TEL		FAX	
メールアドレス			
個人情報の取扱い	（下記■個人情報の取扱いについて ）に　　□同意する　　（□に✓点）		

お申し込みはコチラから ➡

FAX･もしくは左記QRコードよりお申し込みをお願い致します。
※年会員様につきましては、別途参加確認メールをお送りします。そちらへご回答をお願い致します。

(個人情報の取扱いについて)
当社は収集いたしました個人情報を ①セミナー運営のため ②お問い合わせのあった事案に対する回答のため ③お問い合わせの内容に資料等の送付が必要な場合の郵送のため に使用いたします。収集した個人情報について、本人の同意なく第三者に開示又は提供することはいたしません。あらかじめご確認ください。

TEAM yoko-so
変わらないは、つまらない。

お問合せ先　税理士法人 横浜総合事務所
担当：藍場
TEL:045-641-2505／FAX:045-641-2506

1day型

経営計画ワークショップ

経営計画、どうやって作ろうかなぁ？

参加特典として
貴社の
財務分析報告書を
プレゼント！

中期経営計画立案セミナーのご案内

自社の成長・発展の道筋を
— 専門家サポートのもと — 経営者ご自身で策定する1日

6/17（火） | **7/9（水）**

1日3社の限定開催
※いずれか1日をお選びください

時間	場所	参加費
10:00～18:30	横浜総合事務所 セミナールーム	1社2名様迄 55,000円（昼食込）

お問合せ
Phone 045-641-2505
税理士法人 横浜総合事務所／栃倉・常平

税理士法人横浜総合事務所
www.yoko-so.co.jp

TEAM yoko-so
変わらないは、つまらない。

参加申込書

下記申し込み欄にご記入いただき、そのままFAXにて送付ください

QRコードからはコチラ

FAX番号：045-641-2506

※事前提出資料：直近２期分の申告書一式など

会社名			
住所			
フリガナ		電話番号	
参加者名（経営者限定）		参加希望日	※いずれか1日をお選びください　月　日

当日の流れ

10：00～	**導入講義** 計画立案のポイントを確認
10：20～	**自社分析** SWOTによる自社分析とクロス分析
11：30～	**理念作成** 目的の再確認
13：00～	**ビジョン作成** BSC視点でのロードマップ
15：00～	**数値計画** 数値による具現化
17：30～	**年度目標・方針**
18：30～	**終了**

勝機が見えた！

「戦略の日」では このような効果があります！

1. 頭の中の考えを「言語化・数字化」することで、モヤモヤしていた不透明感がスッキリします！
2. 自社の環境を最大限にいかした資金繰りの検討までできるから経営の意思決定に役立ちます！
3. 世代交代を考えている方は「後継者育成」に幹部社員教育は「財務・経営教育」に効果的！

お問合せ ▶ Phone 045-641-2505
税理士法人 横浜総合事務所／栃倉・常平

税理士法人横浜総合事務所
www.yoko-so.co.jp

TEAM yoko-so
変わらないは、つまらない。

成長を加速させる

補助金活用セミナー

無料
オンライン開催

今お勧めの補助金

- 新事業進出補助金
- 中小企業成長加速化補助金
- 大規模成長投資補助金
- 中小企業省力化補助金

このセミナーでは、中小企業補助金の全体像から今お勧めの補助金、補助金採択のポイント、成功事例まで、補助金の採択および事業成功のための実践ノウハウを紹介します。

このような方にお勧めです！

- ☑設備投資や新規事業を考えている。
- ☑補助金の活用を検討している。
- ☑補助金採択のポイントを知りたい。
- ☑補助金支援の専門家を探している。

日時：2025年6月24日16:00～17:00

料金：無料

オンライン開催

お申し込みはこちらから→

講師

常平　剛

税理士法人 横浜総合事務所
Team戦略経営支援
中小企業診断士

中小企業の経営計画立案やPDCAサイクルの構築・運用を通じた経営改善・成長支援に従事。
事業再構築補助金では採択38社、採択率83%。

TEAM yoko-so
変わらないは、つまらない。

主催：　税理士法人 横浜総合事務所
横浜市中区山下町209　帝蚕関内ビル10F
TEL045-641-2505　担当：常平

下記申し込み欄にご記入いただき、そのままFAXにて送付ください。

ＦＡＸ番号：045-641-2506

ﾌﾘｶﾞﾅ			
貴社名			
ﾌﾘｶﾞﾅ		部署/役職	
ご参加者名			
TEL		FAX	
メールアドレス			
個人情報の取扱い	（下記■個人情報の取扱いについて ）に　□同意する　（□に✓点）		

お申し込みはコチラから ➡

FAX・または上記QRコードよりお申し込みをお願い致します。

(個人情報の取扱いについて)
当社は収集いたしました個人情報を ①セミナー運営のため ②お問い合わせのあった事案に対する回答のため ③お問い合わせの内容に資料等の送付が必要な場合の郵送のため に使用いたします。収集した個人情報について、本人の同意なく第三者に開示又は提供することはいたしません。あらかじめご確認ください。

TEAM yoko-so
変わらないは、つまらない。

お問合せ先　税理士法人 横浜総合事務所
TEL:045-641-2505／FAX:045-641-2506
担当：常平

未来を掴む！
～会計データ活用術～

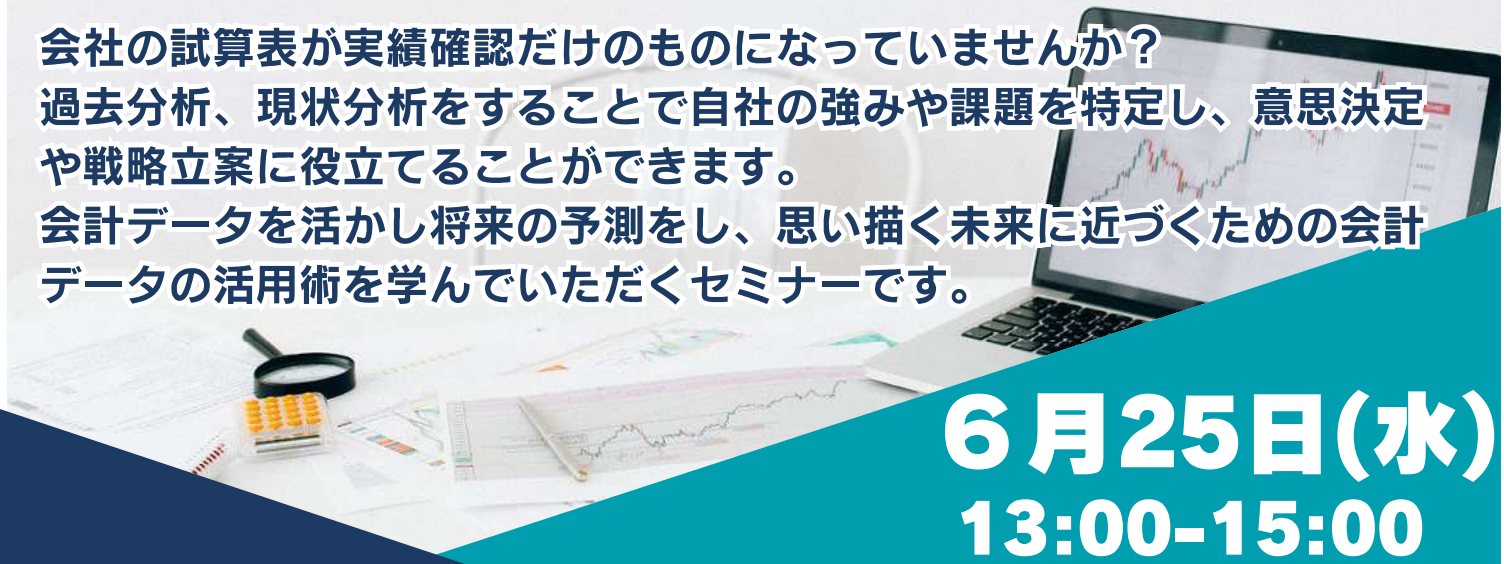

会社の試算表が実績確認だけのものになっていませんか？
過去分析、現状分析をすることで自社の強みや課題を特定し、意思決定や戦略立案に役立てることができます。
会計データを活かし将来の予測をし、思い描く未来に近づくための会計データの活用術を学んでいただくセミナーです。

６月25日(水)
13:00-15:00

会計を通して自社の未来を考え
経営するキッカケ作りに！

セミナー概要

１．導入講義
- **現状分析、予実対比の大切さ**

２．現状把握（過去、現在）
- **3期分析、売上、原価、人件費、戦略固定費の分析**

３．単年度計画
- **分析を基に単年度計画の作成**

講師:大川駿平
Team戦略経営支援リーダー

- 場所　　：Zoomを活用したオンラインセミナー
- 開催日　：毎月25日 13:00～15:00
- 参加費　：弊社顧問先無料
  弊社関与先外　10,000円（税込）
- 申込方法: 弊社ホームページから

主催：税理士法人横浜総合事務所

こんな方におすすめ

試算表が実績の確認だけになっている

会計データの活用方法を知りたい

今期の着地がどうなるのか毎月確認したい

経営改善のアドバイスが欲しい

会社の数字にもっと強くなりたい！

数字に苦手意識がある。。。

お問い合わせ

045-641-2505

税理士法人
横浜総合事務所

担当：大川

[所在地] 〒231-0023
横浜市中区山下町209帝蚕関内ビル10F
[メール] s_okawa@yoko-so.co.jp

TEAM yoko-so
変わらないは、つまらない。

Seminar

理念経営セミナー
～合宿版～

社長の人生理念が、
未来を切り拓く経営理念となる

成長する企業の条件は、社長個人の人生理念を明確にし、これを基盤として、自社の経営理念から日々の経営までが一気通貫するブレない軸に貫かれていることが必須です。
他社からの借り物ではなく社長が命を削って戦える基盤となる御社の真の経営理念を創ってみませんか？

6.18 ▶ 6.19

13:00 水　　17：00 木

【講師】 泉 敬介
税理士、M&Aシニアアドバイザー、MAS監査プランナー、FP
TEAMyoko-soCEO
税理士法人横浜総合事務所創業者
中小企業の発展と個人の真の豊かさの実現のために自由と自立をコンセプトとした法人・個人の未来会計業務を提供している。

参加資格：企業のTOP（経営者、後継者、後継予定者）
定員　　：限定6名
会場　　：税理士法人横浜総合事務所セミナールーム
参加費　：165,000円（税抜）※宿泊費、1日目夜懇親会費含む
主催　　：㈱横浜総合エクスペリエンス
　　税理士法人横浜総合事務所
申込方法：弊社ホームページから
連絡先　：045-641-2505　担当：小川
※詳しい内容が知りたい方は気軽にご連絡ください。

TEAM yoko-so
変わらないは、つまらない。

TEAM yoko-so

変わらないは、つまらない。

合宿版　理念経営セミナー

STEP 01

個人の価値観の整理

生まれてから今日までの自分を形作る出来事の振り返りをしていただき、TOP個人が大切にしている在り方・生き方を整理していただきます。

ディナーミーティング

1日目の総括として参加者中心にざっくばらんに振り返りをしていただきます。また、代表の泉をはじめyoko-soメンバーが壁打ち相手となり、価値観の整理のお手伝いをさせていただきます。

宿泊

会場近くのホテルを手配いたします。※詳細は決まり次第ご連絡いたします。

STEP 02

経営目的の整理

なぜ会社を経営しているのか、個人ではなく組織で目指すものは何かを整理していただきます。

STEP 03

経営理念の作成

STEP01.02で整理した材料を基に会社が大切にする価値観や行動指針を作成していただきます。

STEP 04

経営理念の浸透・運用

経営理念作成後、組織の社風とするための取り組みや活用方法を紹介させていただきます。

本セミナーは1DAY形式で過去4回開催し、ご参加いただいた皆様から好評をいただいております。
しかし、1日では考えを整理する時間が足らず、経営理念の作成まで至らないとのご意見を多数いただきました。そのような経緯から今回合宿版（2DAYS）を開催する運びとなりました。

お申し込みフォームはこちらから